

後見センターふえふき

～よくあるご質問～



【費用編】

- ・申立までの費用はどれくらい？
→「医師診断書」や「住民票」「登記されていないことの証明書」等を揃えたり必要な切手や収入印紙などを合わせると概ね2万～3万程度かかります。
- ・後見報酬（被後見人が後見人に支払う費用）はどのくらい？
→家庭裁判所が対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上保護）成年後見人等が管理する被後見人等の財産内容等考慮して決定しています。年間18万～30万程度が多いようです。
- ・つまりお金がないと使えない？
→そんなことはありません。笛吹市では助成制度もありますので、まずはご相談ください。

【申立人編】

- ・申立は誰ができるの？
→本人以外では子や孫、両親、兄弟姉妹、従兄弟従姉妹、甥姪など四親等以内の親族が申立人になれます。
- ・四親等以内の親族はいないけれど、仲の良い友人ならばいます。友人でもいい？
→残念ながらご友人では申立人にはなれません。その他、ケアマネさんや内縁関係でもなることができません。
- ・つまり親族がいないと申立できない？
→どなたもご親族がいなくても、いても高齢等で申立人になれない場合などは市長申立の検討が可能です。

【後見人が決まるまでの期間】

- ・後見人が決まるまでに時間がかかると聞きました。実際にはどのくらいかかるの？
→<後見人が決まるまでにかかる時間の目安>を作成しました。参照なさってください。



【申立書類作成編】

- ・書類は後見センターふえふきで作ってくれるの？
→申立書類は申立人が作るものになります。身近な支援者さん（ケアマネさんや相談支援員さん）にもお手伝いいただきながら作成してみてください。難しい部分はもちろん後見センターふえふきでもお手伝いさせていただきます。
- ・申立書類にはどんなものがあるの？
→必要な書類は家庭裁判所ポータルサイトからダウンロード可能です。後見センターふえふきでも必要な書類一覧表をお渡しすることが可能ですので支援者間で検討した上で申立することが決まりましたらご相談ください。

* 詳しくは笛吹社協で作成しました「後見センターふえふき 成年後見制度・日常生活自立支援事業のご案内」および笛吹市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/>）「支援者のための成年後見制度ガイドライン」をご活用ください。



笛吹市社会福祉協議会
後見センターふえふき
055-265-5182